

Town Office

# 役場からのお知らせ NEWS

〔役場〕☎ 72-0450 〔ふれあいセンター〕☎ 73-0811 〔農業センター〕☎ 73-0978

## 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の権利問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日も相談をお受けします。また、平日は時間を延長し、午後7時まで相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にお電話ください。

【実施期間】11月13日(月)～19日(日)  
午前8時30分～午後7時  
(土・日曜日)午前10時～午後5時

【開設場所】高知地方法務局人権擁護課  
(土・日曜日)高松法務局人権擁護部  
【電話番号】0570-07070-810  
(全国共通ナビダイヤル)

【取扱内容】ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題

問い合わせ先 高知地方法務局  
人権擁護課 ☎ 088-833-3503

## DV・暴力は重大な人権侵害

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことで、身体的な暴力や言葉での暴力のほか、生活費を渡さない、外出を制限するなどDVになります。

### 『日浦・ミニデイ』

4月10日(月)、日浦地区の集会所前の坂道を楽しそうにおしゃべりしながら登っている地域の方に会います。今日は月に1回の日浦地区ミニデイの日。今回は、朝早くから皆さんの笑い声に満たされている日浦地区のミニデイにお邪魔させていただきました。



## 第8巻 地域包括支援センター通信

◇この活動はいつから、どこで行われていますか。

◆日浦では、平成25年頃から地域の方が月1回集まってミニデイサービスを行っています。ここでの活動は当初から社会福祉協議会の職員と協働で行い、昼食はお弁当やお寿司を用意してもらってみんなが食をするようにしています。参加費は一人500円でお弁当やおやつ代に充てています。

◇この活動内容を教えてください。

◆ここでは、体操して、ゲームをして、会食をして過ごします。お昼からはおやつを食べながら皆さんでおしゃべりをして過ごします。



日浦地区のミニデイは女性の参加者が多く、時間も忘れて話をします。◇この活動を始めたきっかけを教えてください。

◆日浦地区で皆が集うのは、地区の総会と敬老会の年2程度でした。地域で集まることになかったので「地域で集まってみよう」という皆さんの声もあり、社会福祉協議会に協力してもらって月1回ミニデイを行うようになりました。

◇この活動のウリを教えてください。

◆女性が多い分、集まるとお話が絶えません。大きな声で笑って、気兼ねなく言いたい放題話ができるのがこのウリです。「ここに来ると本当に賑やかな」と皆さん口々に話されます。この活動がこのままずっと続けられることを皆さんが願っていました。



### 『八畝・ミニデイ』

6月28日(水)、八畝地区には雨上がりの霧がかかる中、月1回行われる八畝ミニデイを楽しみにされていた地域の方々が集会所に集まってきました。集会所に入ると皆さんが笑顔で迎えてくれました。

◇この活動はいつから、どこで行われていますか。

◆八畝地区では平成21年12月9日から、あったかふれあいセンター事業の一環としてミニデイサービスが行われており、今年で8年目になりました。月1回12名程度の地域の女性が集まります。八畝ミニデイの活動は、社会福祉協議会の職員と協働で行っており、歩いて来られない参加者の送迎をお願いしています。

◇この活動のモットウを教えてください。

◆「年がいくと外に出ることがおっくうになりがち。そうならないように今から積極的に外へ出ないかん。出さめる事がいい。」「一人の人に任せっきりになるとしんどくなるので押し付けはしません。」と代表の西村洋子さんは話してくれました。集まってきた方々からは、「若いもと話しても話が合わんが、こへ来ると年寄り同士で話ができやすいです。」「八畝地区は、近所同士が仲がえい。集まると話もできるし、笑いもできる。最高です。」という言葉が口々に飛び交います。



◇この活動を続けていて嬉しかったことを教えてください。◇ひとりで生活しているのここに来ると話ができる事が嬉しいです。世間話から野菜の話まで何でも情報交換できる場になっています。「月1回、こうして近所の者が顔を合わせることで個々の様子もわかるし、元気がどうかの確認もできる。私たちのよい情報交換の場になっています。」と西村さんはほほ笑みながら静かに語ってくださいました。

## 高齢者虐待の防止にご協力ください

高齢者虐待には次のような行為があります。

- 【身体的虐待】叩く、つねる、殴る、蹴るなどの暴力家から出さない、ベッドに縛りつけるなどの拘束
- 【心理的虐待】怒鳴る、ののしる、侮辱するなどの言葉の暴力
- 【性的虐待】合意のないあらゆる形態の性的な行為
- 【介護・世話の放棄、放任】必要な食事、入浴や排せつなどの世話をしない、必要な治療を受けさせない、衛生状態の悪い劣悪な環境で生活させる
- 【経済的虐待】高齢者の年金や預貯金などを勝手に使う、財産を無断で処分する

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。早期発見により未然に防止したり、重度化を防いだりすることができます。養護者や施設職員などから虐待を受けた場合や、虐待と思われる行為を発見した時は、地域包括支援センターまでご相談ください。

問い合わせ先 住民課地域包括支援センター 永吉

問い合わせ先 住民課福祉班 西村

| 相談先一覧 |   |   |                             |
|-------|---|---|-----------------------------|
| 相談先   | 女性相談センター<br>(配偶者暴力相談支援センター)   | こうち男女共同参画センター「ソーレ」  | 高知東警察署<br>本山警察庁舎<br>生活安全担当課 |
| 電話番号  | 088-833-0783  | 男性対象相談 088-873-9555<br>女性対象相談 088-873-9100                      | 0887-76-0110                |
| 相談時間  | 【平日】<br>午前9時～午後10時<br>(午後5時15分～6時を除く)<br>【土日祝】<br>午前9時～午後8時<br>(午後12時～12時50分<br>午後5時30分～5時40分<br>を除く) | 女性対象相談<br>平日午前9時～午後5時<br>男性対象相談(事前予約制)<br>第1・3火曜<br>第4水曜午後6時～8時 | 平日<br>午前8時～<br>午後5時15分      |

DVだと感じたら早めにぜひ相談してください。あなたが、暴力を受けているとき、または暴力をふるってしまっ自分を変えたいときは、一人で悩まず相談してください。秘密は守られます。